

寝屋川市空き家リノベーション・リフォーム工事費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年4月1日

寝屋川市長 広瀬慶輔

寝屋川市空き家リノベーション・リフォーム工事費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

寝屋川市空き家リノベーション・リフォーム工事費補助金交付要綱（令和2年9月1日制定）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「空き家等の流通推進を図るために構成された組織である寝屋川空き家流通推進プラットフォーム(以下「プラットフォーム」という。)を通じて成約した空き家等をいう。」を「建築物で居住その他の使用がなされていない、築年数10年以上のものをいう。(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のものを除く。)」に、第2号中「リノベーション」を「リノベーション工事」に改める。

第3号中「リフォーム」を「リフォーム工事」に、「部分的な対処」を「部分的な対処を行う工事」に改め、「をいう。」の次に「ただし、外構工事、移動又は取外しが可能な製品の購入又は設置及び家具、家庭用電化製品の購入又は設置は除く。」を加える。

第4号中「寝屋川市と寝屋川空き家流通推進プラットフォームにおけるリノベーションに係る設計・監理に関する覚書を締結した建築家」を「公益社団法人日本建築家協会に所属している建築士」に改める。

第2条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 子育て世代 夫、妻いずれかが満 40 歳未満の夫婦を構成している世代をいう。

第 3 条中「世帯」の次に「、世代」を加える。

第 5 条第 1 項中「世帯」の次に「又は世代」を加え、「交付申請又は、」を「交付申請並びに」に改める。

第 5 条第 2 項中「世帯」の次に「又は世代」を加え、「当該補助金の交付申請又は、」を削る。

第 5 条第 3 項、第 1 号から第 3 号中「世帯」の次に「又は世代」を加える。

第 5 条第 4 項中「世帯」の次に「又は世代」を加え、「当該補助金の交付申請又は、」を削る。

第 7 条第 1 項中「当該工事の完了の日の翌日から起算して 90 日を経過する日までに」を「当該工事に着手する前」に、第 2 号中「リノベーションに係る工事請負契約書等の写し」を「リノベーション工事工程表」に、第 4 号中「工事完了写真」を「リノベーション工事費の見積書及び内訳明細書」に改める。

第 7 条第 2 項中「当該工事の完了の日の翌日から起算して 90 日を経過する日までに」を「当該工事に着手する前」に改め、第 1 号中「世帯」の次に「又は世代」を加え、第 2 号中「リフォームに係る工事請負契約書等の写し」を「リフォーム工事工程表」に、第 4 号中「工事完了写真」を「リフォーム工事費の見積書及び内訳明細書」に改める。

第 7 条第 2 項第 5 号を第 6 号、第 6 号を第 7 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 工事内容が確かめられるもの

第 7 条第 3 項を削る。

第 8 条第 1 項中「世帯」の次に「又は世代」を加え、「決定の日から 3 年以内」を「決定の日から 5 年以内」に、「市広報等に」を「市広報誌等の情報発信」に改める。

第 8 条第 2 項中「通知書により」を「通知書にその理由を付して」に改める。

第 8 条第 3 項を削る。

第9条を次のように改める。

(工事の着手)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知書を受けた日から30日以内に、工事に着手するものとし、着手したときは直ちに寝屋川市空き家リノベーション・リフォーム工事着手届に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) リノベーション工事又はリフォーム工事の請負契約書の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第10条を次のように改める。

(申請内容の変更又は中止)

第10条 第8条に規定する交付決定の通知後に第7条に規定する申請の内容を変更しようとする補助事業者は、寝屋川市空き家リノベーション・リフォーム工事費補助金交付変更申請書に次の各号に掲げる必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定通知書の写し
- (2) 変更内容が分かる書類
- (3) 変更工事費内訳明細書

2 前項の規定により変更の申請があった場合は、その内容を審査し、変更を承認することを決定したときは、寝屋川市空き家リノベーション・リフォーム工事費補助金交付変更決定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。この場合において、必要と認めるときは、補助金の額その他補助金の交付決定に係る内容等を変更するものとする。

3 第8条に規定する交付決定の通知後に第7条に規定する申請の内容を中止しようとする補助事業者は、直ちに寝屋川市空き家リノベーション・リフォーム工事中止届を市長に提出しなければならない。

4 前項の規定による届出があったときは、第8条の補助金交付の決定は、取り消すものとする。

第11条を次のように改める。

(実績報告)

第 11 条 規則第 11 条に規定する実績報告は、リノベーション工事又はリフォーム工事の完了した日から 20 日を経過した日又は補助金の交付申請に係る会計年度の 3 月 15 日のいずれか早い日までに、寝屋川市空き家リノベーション・リフォーム工事費補助金実績報告書に次の各号に掲げる必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事前、工事後の写真
- (2) リノベーション工事又はリフォーム工事に係る領収書の写し
- (3) 補助対象建築物の所有者を確認することができる書類

第 12 条を次のように改める。

(補助金の額の確定)

第 12 条 規則第 13 条第 1 項に規定する補助金の額の確定の通知は、寝屋川市空き家リノベーション・リフォーム工事費補助金額確定通知書によることとする。

2 規則第 13 条第 2 項に規定する補助金の請求は、寝屋川市空き家リノベーション・リフォーム工事費補助金請求書によることとする。

第 13 条を次のように改める。

(決定の取消し)

第 13 条 市長は、規則第 16 条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、補助事業者にあらかじめ弁明書を提出させ、又は弁明の機会を与え、その意見を聴いた上で、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。
- (2) 補助金の交付決定の条件に違反したとき。
- (3) この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不相当であると認めるとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、寝屋川市空き家リノベーション・リフォーム工事費補助金交付決定取消通知書により補助事業者へ通知するものとする。

3 規則第 16 条後段の規定による補助金の返還の請求は、寝屋川市空き家

リノベーション・リフォーム工事費補助金返還請求書によることとする。
第 14 条を第 17 条とし、第 13 条の次に次の 3 条を加える。

(標準処理期間)

第 14 条 規則第 6 条第 1 項に定める補助金の交付の決定に係る標準処理期間は、30 日とする。

2 規則第 13 条第 1 項に定める補助金の額の確定に係る標準処理期間は、30 日とする。

(補助事業者に対する指導)

第 15 条 市長は、補助事業の適正かつ円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は必要な指導若しくは助言をすることができる。

(書類の保存)

第 16 条 補助事業者に対しては、補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿及び書類を整備し、かつ、これらの帳簿及び書類を補助金の交付決定を行った日の属する年度の翌年度の初日から起算して 5 年間保存するよう求めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

寝屋川市空き家リノベーション・リフォーム工事費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 空き家流通補助金の一環とする、寝屋川市空き家リノベーション・リフォーム工事費補助金（以下「リノベーション・リフォーム工事費補助金」という。）の交付については、寝屋川市補助金等交付規則（平成12年寝屋川市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 寝屋川市内の建築物で居住その他の使用がなされていない、築年数10年以上のものをいう。（土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域のものを除く。）
- (2) リノベーション工事 既存建物に大規模な修繕工事を行い、間取り変更など、新たな住まいの機能を向上させ、付加価値を与える工事をいう。
- (3) リフォーム工事 原状回復のための修繕、不具合箇所への部分的な対処を行う工事をいう。ただし、外構工事、移動又は取外しが可能な製品の購入又は設置及び家具、家庭用電化製品の購入又は設置は除く。
- (4) 設計 公益社団法人日本建築家協会に所属している建築士（以下「建築家」という。）の責任において、建築物の建築工事の実施のために必要な図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）を作成することをいう。
- (5) 監理 建築家の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかいないかを確認することをいう。
- (6) 子育て世帯 義務教育修了前の児童（母子手帳等で出産の予定が確認できる胎児を含む。以下「児童」という。）を構成員に含む世帯をいう。
- (7) 子育て世代 夫、妻いずれかが満40歳未満の夫婦を構成している世代をいう。

(補助金の交付等)

第3条 寝屋川市は、空き家の利活用を促進するとともに子育て世帯、世代の市

内への定住を図るため、空き家のリノベーション工事又はリフォーム工事に要した経費の一部について、予算の範囲内において、空き家リノベーション・リフォーム工事費補助金を交付する。

(補助対象工事)

第4条 空き家リノベーション・リフォーム工事費補助金の交付の対象となる工事は、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 寝屋川市空き家リノベーション設計・監理費補助金（以下「リノベーション設計・監理費補助金」という。）の交付を受けた空き家のリノベーション工事
- (2) 第2条第(1)号で規定する空き家のリフォーム工事

(交付対象世帯、世代及び交付対象者)

第5条 第4条第(1)号に規定するリノベーション工事における空き家リノベーション・リフォーム工事費補助金の交付の対象となる世帯又は世代は、リノベーション設計・監理費補助金の交付を受けた者を構成員に含む世帯又は世代、かつ過去に当該補助金の交付申請並びに第4条第(2)号に規定するリフォーム工事に係る補助金の交付申請を行っていない世帯又は世代とする。

2 第4条第(1)号に規定するリノベーション工事における空き家リノベーション・リフォーム工事費補助金の交付の対象となる者は、前項の世帯又は世代の構成員のうち、当該空き家のリノベーションに伴う工事請負の契約を締結した者、かつ過去に第4条第(2)号に規定するリフォーム工事に係る補助金の交付申請を行っていない者とする。この場合において、交付の対象となる者が2人以上あるときは、代表者1人が申請するものとする。

3 第4条第(2)号に規定するリフォーム工事における空き家リノベーション・リフォーム工事費補助金の交付の対象となる世帯又は世代は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 寝屋川市外から市内へ転入し、寝屋川市内に定住する子育て世帯又は世代
- (2) 子育て世帯又は世代の構成員の全員が寝屋川市暴力団排除条例(平成25年寝屋川市条例第20号)第2条第3号に規定する暴力団員又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(3) 過去に第4条第(1)号又は同条第(2)号の工事に係る補助金の交付申請を行っていない世帯又は世代であること。

4 第4条第(2)号に規定するリフォーム工事における空き家リノベーション・リフォーム工事費補助金の交付の対象となる者は、空き家リノベーション・リフォーム工事費補助金の交付の対象となる世帯又は世代の構成員のうち、当該空き家のリフォームに伴う工事請負の契約を締結した者、かつ過去に第4条第(1)号及び(2)号に規定する工事に係る補助金の交付申請を行っていない者とする。この場合において、交付の対象となる者が2人以上あるときは、代表者1人が申請するものとする。

(空き家リノベーション・リフォーム工事費補助金の額)

第6条 空き家リノベーション・リフォーム工事費補助金の額は、工事費の合計額に2分の1を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

2 空き家リノベーション・リフォーム工事費補助の額は、1件につき50万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第7条 第4条第(1)号で規定するリノベーション工事における空き家リノベーション・リフォーム工事費補助金の交付を受けようとする者は、当該工事に着手する前に、寝屋川市空き家リノベーション・リフォーム工事費補助金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 寝屋川市空き家リノベーション設計・監理費補助金交付決定通知書の写し
- (2) リノベーション工事工程表
- (3) 誓約書
- (4) リノベーション工事費の見積書及び内訳明細書
- (5) 第5条第2項後段の規定により代表者が申請するときは、申請する者を代表者とすることについての他の交付の対象となる者の同意書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 第4条第(2)号で規定するリフォーム工事における空き家リノベーション・リフォーム工事費補助金の交付を受けようとする者は、当該工事に着手する前に、寝屋川市空き家リノベーション・リフォーム工事費補助金交付申請書に次の各

号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 子育て世帯又は世代全員の住民票の写し(申請に係る児童が胎児のみであるときは、母子健康手帳等、出産予定であることが分かる書類の写し)
 - (2) リフォーム工事工程表
 - (3) 誓約書
 - (4) リフォーム工事費の見積書及び内訳明細書
 - (5) 工事内容が確かめられるもの
 - (6) 第5条第4項後段の規定により代表者が申請するときは、申請する者を代表者とすることについての他の交付の対象となる者の同意書
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
- (補助金の交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において空き家リノベーション・リフォーム工事費補助金の交付を決定し、当該申請を行った者(以下「申請者」という。)に対し、寝屋川市空き家リノベーション・リフォーム工事費補助金交付決定通知書により通知する。この場合において、市長は、空き家リノベーション・リフォーム工事費補助金の交付を受けた子育て世帯又は世代が交付の決定の日から5年以内に当該リノベーションを行った住宅又は、当該リフォームを行った住宅に居住しなくなったときは、市長がやむを得ないと認める場合を除き、当該補助金を返還すること及び市広報誌等の情報発信に当該住宅の完成した写真の掲載等を同意する条件を付して、当該補助金の交付の決定をするものとする。

- 2 前項の規定による審査により、空き家リノベーション・リフォーム工事費補助金の不承認を決定したときは、申請者に対し、寝屋川市空き家リノベーション・リフォーム工事費補助金不承認決定通知書にその理由を付して通知する。
- (工事の着手)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該通知書を受けた日から30日以内に、工事に着手するものとし、着手したときは直ちに寝屋川市空き家リノベーション・リフォーム工事着手届に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) リノベーション工事又はリフォーム工事の請負契約書の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(申請内容の変更又は中止)

第 10 条 第 8 条に規定する交付決定の通知後に第 7 条に規定する申請の内容を変更しようとする補助事業者は、寝屋川市空き家リノベーション・リフォーム工事費補助金交付変更申請書に次の各号に掲げる必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 交付決定通知書の写し

(2) 変更内容が分かる書類

(3) 変更工事費内訳明細書

2 前項の規定により変更の申請があった場合は、その内容を審査し、変更を承認することを決定したときは、寝屋川市空き家リノベーション・リフォーム工事費補助金交付変更決定通知書により当該補助事業者に通知するものとする。この場合において、必要と認めるときは、補助金の額その他補助金の交付決定に係る内容等を変更するものとする。

3 第 8 条に規定する交付決定の通知後に第 7 条に規定する申請の内容を中止しようとする補助事業者は、直ちに寝屋川市空き家リノベーション・リフォーム工事中止届を市長に提出しなければならない。

4 前項の規定による届出があったときは、第 8 条の補助金交付の決定は、取り消すものとする。

(実績報告)

第 11 条 規則第 11 条に規定する実績報告は、リノベーション工事又はリフォーム工事の完了した日から 20 日を経過した日又は補助金の交付申請に係る会計年度の 3 月 15 日のいずれか早い日までに、寝屋川市空き家リノベーション・リフォーム工事費補助金実績報告書に次の各号に掲げる必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 工事前、工事後の写真

(2) リノベーション工事又はリフォーム工事に係る領収書の写し

(3) 補助対象建築物の所有者を確認することができる書類

(補助金の額の確定)

第 12 条 規則第 13 条第 1 項に規定する補助金の額の確定の通知は、寝屋川市空き家リノベーション・リフォーム工事費補助金額確定通知書によることとする。

2 規則第 13 条第 2 項に規定する補助金の請求は、寝屋川市空き家リノベーション・リフォーム工事費補助金請求書によることとする。

(決定の取消し)

第 13 条 市長は、規則第 16 条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、補助事業者にあらかじめ弁明書を提出させ、又は弁明の機会を与え、その意見を聴いた上で、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金を交付の目的以外に使用したとき。

(2) 補助金の交付決定の条件に違反したとき。

(3) この要綱の規定又はこれに基づく指示に違反したとき。

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、補助金を交付することが不適當であると認めるとき。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、寝屋川市空き家リノベーション・リフォーム工事費補助金交付決定取消通知書により補助事業者へ通知するものとする。

3 規則第 16 条後段の規定による補助金の返還の請求は、寝屋川市空き家リノベーション・リフォーム工事費補助金返還請求書によることとする。

(標準処理期間)

第 14 条 規則第 6 条第 1 項に定める補助金の交付の決定に係る標準処理期間は、30 日とする。

2 規則第 13 条第 1 項に定める補助金の額の確定に係る標準処理期間は、30 日とする。

(補助事業者に対する指導)

第 15 条 市長は、補助事業の適正かつ円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は必要な指導若しくは助言をすることができる。

(書類の保存)

第 16 条 補助事業者に対しては、補助金に係る収支の状況を明らかにした帳簿

及び書類を整備し、かつ、これらの帳簿及び書類を補助金の交付決定を行った日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保存するよう求めるものとする。

(委任等)

第 17 条 この要綱に定める文書等の様式及びこの要綱の施行について必要な事項は、この要綱に定める事務を担当する部長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。